

(仮称) あやの台北部用地整備事業準備書に係る事前質問への回答

No	質問等	回答等
1	準備書 P3-55 の【変更②】について、どのような造成森林（樹種）をする計画でしょうか。	事業実施区域に分布するコナラ群落やアラカシ二次林の主要構成種であるコナラ、アラカシなどの在来種を植栽する計画です。
2	準備書 P3-55 の【変更②】の動物の移動経路等のための公園緑地の幅の設定根拠等があれば教えてください。	当該造成森林は、動物の移動経路の確保とともに、森林が本来有している土砂の流出等を防止する機能も併せ持っています。 後者については対象事業実施区域の森林の大部分が地域森林計画対象民有林に位置付けられていることから、和歌山県の関係部局と協議を行い、林地開発許可基準（森林法）に基づく森林帯の幅 30m（道路両側に 15m）を採用しました。
3	準備書 P3-55 の【変更③】のビオトープは、「公園緑地」に入りますか。	ビオトープは、草本類を植栽し湿地として整備しますので、「公園緑地」として位置付け、中でも緑地と考えています。なお、都市緑地法では、緑地を「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、良好な自然的環境を形成しているもの（一部省略）」と定義しています。
4	準備書 P3-55 の【変更③】について、ヒメタイコウチのビオトープでの生育成功事例はありますか。	当市の近辺では、下記の事例があります。 場所：奈良県五條市 経緯：京奈和自動車道五條道路建設に伴う整備 事業主体：国土交通省奈良国道事務所